

官報

号外 平成元年十二月一日

○ 第百十六回

会議録

第九号

平成元年十二月一日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第九号

平成元年十二月一日

午前十時開議

第一 森林の保健機能の増進に関する特別措置法

(衆議院提出、内閣提出、百六回

国会衆議院送付)

第二 臨時臓死及び臓器移植調査会設置法案

(衆議院提出)

第三 昭和六十二年度一般会計予備費使用総調

書及び各省各厅所管使用調書(その2)(百

四回国会内閣提出、百六回国会衆議院

提出、第百六回国会衆議院送付)

第四 昭和六十二年度特別会計予備費使用総調

書及び各省各厅所管使用調書(百六回国

会内閣提出、百六回国会衆議院送付)

第五 昭和六十二年度特別会計予算総則第十三

条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管

経費増額調書(その2)(百六回国会内閣

提出、第百六回国会衆議院送付)

第六 昭和六十三年度一般会計予備費使用総調

書及び各省各厅所管使用調書(その1)(百

四回国会内閣提出、百六回国会衆議院

送付)

第七 昭和六十三年度特別会計予備費使用総調

書及び各省各厅所管使用調書(その1)(百

十四回国会内閣提出、百六回国会衆議院

送付)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における森林の保健機能に係る国民の需要の増大等森林をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林法による計画制度を活用して森林の保健機能を増進するための森林の施業と施設の整備を一括的に推進する制度を整備するとともに、これに基づく施設の整備に関し森林法等につき所要の特例措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、最近における森林・林業をめぐる厳しい情勢に対処して、林業活性化のための林政全般にわたる積極的な施策の推進を図るとともに、本法の施行に当たつては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 森林の保健機能を増進するに当たつては、森林の乱開発につながることのないよう自然環境の保全に十分配慮し、森林の諸機能との調和を目指とした実施に万全を期すること。

二 保健機能森林の設定に当たつては、地域の意向が反映されたものとなるよう指導すること。

また、森林保健機能増進計画について都道府県知事が認定を求められた時は、必要に応じ、都道府県森林審議会及び関係者の意見を聴き、その意向を十分反映させて認定するよう指導すること。

更に、保健機能の場として整備を進めるに当たつては、都市と山村の交流、就業機会の増大等地域の活性化に資するものとなるよう指導すること。

その意向を十分反映させて認定するよう指導すること。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年十一月二十八日

農林水産委員長 仲川 幸男

参議院議長 土屋 義彦殿

議会等の意見を聴取するとともに、小流域毎に適用することをはじめ、国土の保全、水源のかん養等の森林の諸機能に支障を及ぼさないよう適切に措置すること。

また、同計画の認定に当たつては、厳正な審査が行われるよう指導の徹底に遺憾なきを期すること。

四 森林組合、地方公共団体等による森林の保健機能の増進のための担い手として期待される森林組合系統が積極的な参画を行うよう指導に努めること。

五 森林の保健機能の増進のための運営主体として期待される森林組合系統が積極的な参画を行うよう指導に努めること。

六 森林保健施設の管理に当たつては、土砂流出、施設排水等による環境汚染等の防止にも十分を期すること。また、農薬等の不適正使用により生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう万全の措置を講ずること。

七 国有林野については、その公益的機能の十分の发挥に努めるとともに、保健機能の増進のための活用に当たつては、国有林野事業の管理運営との適切な調整を図るものとすること。

八 森林の有する公益的機能の維持・増進、秩序ある森林開発の確保等のため、保安林制度及び林地開発許可制度の運営についても遺憾なきを期すること。

右決議する。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案

(第百六回国会内閣提出、本院継続審査) 右の内閣提出案は本院において可決した。

よつてこれを送付する。

平成元年十一月十七日

参議院議長 田村 元

衆議院議長 田村 元

森林保健機能増進計画の認定に係る総量規制

及び技術基準の策定に当たつては、中央森林審

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
(目的)

第一条 この法律は、公衆の保健の用に供することとが相当認められる森林につき保健機能の増進を図るために特別の措置を講ずることにより、森林資源の総合的な利用を促進し、もって林業地域の振興と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義) この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

第二条 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、森林の有する保健機能を向上することをいう。森林の有する保健機能を高度に發揮させることを目的とする。

一 森林の有する保健機能を高度に發揮させるための森林の施業

森林の有する保健機能を高度に發揮させるための公衆の利用に供する施設で政令で定めるもの(その設置によって森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさない)と認められるものに限る。以下「森林保健施設」という。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を聴いて、公衆の保健の用に供することが相当認められる森林につき、森林の保健機能の増進に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。

第二条 在本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 森林の保健機能の増進を図るべき森林(以下「保健機能森林」という)の設定に関する基本的な事項
- 保健機能森林の整備に関する基本的な事項
- その他必要な事項

下「保健機能森林」という)の設定に関する基本的な事項

二 保健機能森林の整備に関する基本的な事項

三 その他必要な事項

3 基本方針は、自然環境の保全に適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(全国森林計画の変更等)

第四条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、森林の保健機能の増進に関する事項を追加して定めなければならない。同項の規定により全国森林計画をたてる場合においても、同様とする。

(地域森林計画の変更等)

第五条 都道府県知事は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適當と認める場合には、当該地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画をたてる場合においても、同様とする。

一 保健機能森林の区域

二 前号の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

三 第一号の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

四 その他必要な事項

(森林施業計画の変更等)

第六条 森林法第十一條第五項の認定を受けた森林所有者(同法第十八條の規定に基づき、数人共同して、同項の認定を受けた森林所有者を含

む)は、当該認定に係る森林施業計画の対象とする前条第一号の区域内に存する森林(以下「対象森林」という)がある場合には、当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために計画(以下「森林保健機能増進計画」という)を当該森林施業計画の全部又は一部として定め、同法第十二条第二項の認定を求めることができる。同法第十二条第一項の規定により森林施業計画を作成し、同項の認定を求める場合においても、同様とする。

第七条 森林保健機能増進計画には、対象森林に係る森林法第十二条第三項各号に掲げる事項並びに対象森林の区域内において整備しようとする森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。

第八条 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があった場合において、当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十二条第五項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであること。

二 対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

三 森林の施業の方法並びに整備しようとする農林水産省令で定める技術的基準に適合すること。

(保安林における制限の特例)

第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第十條の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定は、適用しない。

第七条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第十條の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定は、適用しない。

第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、森林法第三十四條第一項本文及び第三十四条の二本文の規定は、適用しない。

二 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第三十六号の二本文の規定は、適用しない。

三 第二項本文に規定する行為については、同項本文の規定は、適用しない。

(森林組合の事業の利用の特例)

第九条 森林組合は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行

(同条第一項第十号に掲げるものを除く。)の達成に支障を及ぼさないと認められるこ

と。

四 第一項の規定により森林保健機能増進計画を

その全部又は一部とする森林施業計画について

森林法第十二条第三項(同法第十二条第三項に

おいて準用する場合を含む。)の認定(以下「特定認定」という。)を受けた者(以下「特定認定森林所有者」という。)についての同法第十二条及び

第十四条の規定の適用については、同法第十三条各号に掲げる要件及び森林の保健機能の増進に

関する特例措置法(以下「特別措置法」という。)第六条第三項各号に掲げる要件」と、同法第十四条各号に掲げる要件及び森林の施業(特別措置法第六条第二項に規定する事項の実施を含む。)とする。

五 開発行為の許可の特例

第六条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第十條の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定は、適用しない。

(保安林における制限の特例)

第七条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健施設を整備するために行う立木

の伐採については、森林法第三十四條第一項本文及び第三十四条の二本文の規定は、適用しない。

二 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第三十六号の二本文の規定は、適用しない。

三 第二項本文に規定する行為について

は、同項本文の規定は、適用しない。

四 第二項本文の規定は、適用しない。

(会長)

第六条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(資料提出その他の協力)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、國の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任) 第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七の次に次の一号を加える。
十九の八 臨時脳死及び臓器移植調査会委員

((この法律の失効))

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔板垣正君登壇、拍手〕

○板垣正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出によるものでありまし

て、その主な内容は、脳死及び臓器移植に係る社

会情勢の変化にかんがみ、臓器移植の分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資する

ため、内閣総理大臣の諮問に応じ、脳死及び臓器移植に関する諸問題について、広く、かつ、総合

的に検討を加え、脳死及び臓器移植に關する重要

事項について調査審議する機関として、総理府に

大臣が両議院の同意を得て任命することとなる

ものであります。

本調査会の委員は、十五人以内とし、内閣総理

大臣が両議院の同意を得て任命することとなる

おります。

なお、本法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に効力を失うこととしております。

委員会におきましては、本調査会委員の選考方

法、本調査会の運営のあり方、諸外国における臓

器移植の実情等について質疑が行われましたほ

か、参考人から意見を聴取いたしましたが、その

詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じま

す。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より反対の旨の意見があ

る。

述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数を

ます、委員長の報告を求めます。決算委員長千葉景子君。

審査報告書

昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年十一月二十九日

参議院議長 土屋 義彦殿

決算委員長 千葉 景子

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和六十二年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であつて、このうち、昭和六十三年一月八日から同年三月三十一日までの間に使用した金額は三百六十四億六千万円余である。

本件について審査した結果、適當な支出であると認める。

○議長(土屋義彦君) 日程第三 昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

日程第四 昭和六十二年度特別会計予備費使用調書(その2)

日程第五 昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管

経費増額調書(その2)

日程第六 昭和六十三年度一般会計予備費使用調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第七 昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管

経費増額調書(その1)

昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年十一月二十九日

参議院議長 土屋 義彦殿

決算委員長 千葉 景子

以上六件を一括して議題といたします。

(いずれも第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和六十二年度各特別会計予備費の予算総額は、一兆四千八十三億四千三百万円余であります。このうち、昭和六十三年三月三十日に使用した金額は百二十五億円である。

(二) 昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づき、昭和六十三年二月二十六日から同

年三月二十九日までの間ににおいて経費の増額をした金額は四百七十五億四千六百万円余である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

一、昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書（その2）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

一、昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

一、昭和六十二年度一般会計予算総額調書（その2）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右は、昭和六十二年度特別会計予備費の予算総額は、四百七十五億四千六百万円余である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

右は、本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月十七日

參議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 田村 元

審査報告書

昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費調書（その1）

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十一月二十九日

參議院議長 土屋 義彦殿

決算委員長 千葉 景子

審査報告書

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書（その1）

右は、昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書（その2）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右は、昭和六十三年度各特別会計予備費の予算総額は、二兆千六百七十五億七千五百円である。このうち、昭和六十三年十二月九日から同年十二月二十三日までの間に使用した金額は三億九千九百万円余である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づき、昭和六十三年八月五日から同年十二月十六日までの間において経費の増額をした金額は百二十五億六千四百万円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

一、昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書（その1）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

一、昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書（その1）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

一、昭和六十三年度一般会計予算総額調書（その2）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右は、本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月十七日

參議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 田村 元

審査報告書

昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費調書（その1）

○千葉景子君登壇、拍手

右は、昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書（その2）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右は、昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管経費増額調書（その1）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右は、昭和六十二年度一般会計予算総額調書（その2）（第百十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右は、昭和六十二年度特別会計予備費の予算総額は、一兆四千八十三億四千三百万円余である。このうち、昭和六十三年八月五日から同年十二月十六日までの間において経費の増額をした金額は百二十五億六千四百万円余である。

以上二件について審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら六件は、憲法及び財政法の規定に基づいて、その事後承諾を求めるため提出されたものであ

りまして、その内容は、昭和六十三年一月から十二月までの間ににおいて使用または増加の決定がな

された一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、河川等災害復旧事業等に必要な経費、療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費、郵便貯金特別会計一般勘定における支払い利息に必要な経費、昭和六十二年度地方譲与税譲与金に必要な経費の増額、大韓民国ソウル市等において開催される第二十四回オリンピック競技大会に関する日本国内における警備活動等に必要な経費、昭和六十三年度農業共済再保険金の不足を補うために必要な経費、河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額、並びに総理の外国訪問、主要国首脳会議出席等に必要な経費などあります。

委員会におきましては、これら六件を一括して審査いたしましたが、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田委員よりこれら六件に反対、自由民主党を代表して守住理事よりこれら六件に賛成、日本共産党を代表して諫山委員より、昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管経費増額調書（その2）並びに昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書（その1）、以上三件について賛成。他の三件については反対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係六件につきましては、いずれも多数をもつて承諾を与えたものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、日程第三、第六及び第七の予備費使用総調書二件について採決をいたします。

表决は記名投票をもつて行います。三件を承諾することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(土屋義彦君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(土屋義彦君) これより開票いたします。投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(土屋義彦君) 投票の結果を報告いたします。

〔拍手〕

投票総数
白色票
青色票
一百四十三票
百十八票
百二十五票

よって、三件は承諾しないことに決しました。

(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百十八名

青木 幹雄君	井上 章平君	石井 一二君	石川 弘君	石渡 清元君	岩崎 純三君	上杉 光弘君	小野 清子君	大河原太一郎君	大島 友治君	大鷹 淑子君	岡田 方榮君	大浜 広君	岡部 三郎君	加藤 武徳君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	川原新次郎君	北 修二君	杏掛 哲男君	倉田 寛之君	後藤 正夫君	斎藤栄三郎君	山東 昭子君	下稻葉耕吉君									
青木 幹雄君	井上 章平君	石井 道子君	石原健太郎君	坂垣 正君	坂垣 正君	遠藤 要君	尾辻 秀久君	大木 浩君	大城 真順君	大塚清次郎君	合馬 敬君	岡野 裕君	長田 裕二君	狩野 明男君	永田 良雄君	中村 太郎君	中曾根弘文君	中村 太郎君	岡田 寛三君	高橋 清孝君	田村 秀昭君	田中 正巳君	井上 吉夫君	井上 孝君	伊江 朝雄君								
青木 幹雄君	井上 章平君	高木 正明君	岩本 政光君	遠藤 要君	竹山 裕君	名尾 良孝君	中西 一郎君	仲川 幸男君	永田 良雄君	永野 茂門君	西田 吉宏君	成瀬 守重君	野沢 太三君	長谷川 信君	林田悠紀夫君	平井 卓志君	藤井 孝勇君	前田 黙然君	前島英三郎君	原 文兵衛君	初村滝一郎君	福田 宏一君	藤田 雄山君	野村 五男君	大森 昭君	寺崎 昭久君	山田 勇君	鈴木 貞敏君	秋山 篤君	横溝 克己君			
青木 幹雄君	井上 章平君	赤桐 操君	一井 淳治君	岩本 久人君	稻村 稔夫君	糸久八重子君	上野 雄文君	大河原太一郎君	大島 友治君	大鷹 淑子君	岡田 方榮君	大浜 広君	岡部 三郎君	加藤 武徳君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	川原新次郎君	北 修二君	杏掛 哲男君	倉田 寛之君	後藤 正夫君	斎藤栄三郎君	山東 昭子君	下稻葉耕吉君	井上 吉夫君	井上 孝君	伊江 朝雄君	田代由紀男君	田辺 哲夫君	田中 正巳君	井上 吉夫君	井上 孝君	伊江 朝雄君

須藤良太郎君

寺崎 昭久君

橋本幸一郎君

西川 漢君

野末 陳平君

沢田 一精君

反対者(青色票)氏名

百二十五名

青木 新次君

赤桐 操君

糸久八重子君

上野 雄文君

喜岡 淳君

久保田真苗君

日下部博代子君

栗村 和夫君

小山 一平君

清水 登子君

佐藤 三吾君

佐藤 正君

篠崎 年子君

瀬谷 英行君

竹村 泰子君

谷本 巍君

千葉 景子君

角田 義一君

堂本 晴子君

対馬 孝且君

田 英夫君

西岡瑞穂子君

西野 康雄君	野 田 哲君
野別 隆俊君	浜 本 万三君
肥田 美代子君	深 田 肇君
福間 知之君	瀬 上 貞雄君
細谷 昭雄君	堀 利和君
前畠 幸子君	松 前 達郎君
松本 英一君	三 上 隆雄君
三石 久江君	村 沢 牧君
村田 誠醇君	本 岡 昭次君
森 暢子君	八 百 板 正君
矢田部 理君	安 恒 良一君
安永 英雄君	山 口 哲夫君
山田 健一君	山 本 正和君
吉田 達勇君	渡 边 四郎君
猪 猪 重二君	及 川 順郎君
太田 淳夫君	片 上 公人君
刈田 貞子君	黒 柳 明君
木庭 健太郎君	塙 出 啓典君
白浜 一良君	高木 健太郎君
高桑 栄松君	常 松 克安君
鶴岡 洋君	中 川 嘉美君
中西 珠子君	中 野 鉄造君
広中 和歌子君	三 木 忠雄君
峯山 昭範君	矢 原 秀男君
和田 敦美君	諫 山 博君
市川 正一君	上 田 耕一郎君
小笠原 貞子君	神 谷 信之助君
沓脱 タケ子君	近 藤 忠孝君

○議長(土屋義彦君) 次に、日程第四、第五及び第八の予備費使用総調書等三件について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

三件を承諾することに決しました。

〔賛成者起立〕

三件を承諾することに決しました。

○議長(土屋義彦君) 次に、日程第四、第五及び第八の予備費使用総調書等三件について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

三件を承諾することに決しました。

〔賛成者起立〕

三件を承諾することに決しました。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長青木薪次君。

(昭和六十一年度中の損益の状況)

経常事業収入

三千四百六十億六千八百万円

経常事業支出

三千四百七億三千四百万円

対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

審査報告書

日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

経常事業収支差金

五十三億三千四百万円

経常事業外収入

七十六億三百万円

経常事業外支出

五十二億三百万円

特別収入

二十四億円

特別支出

三十二億千百万円

事業収支差金

五十八億五百万円

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和六十一年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和六十一年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

〔昭和六十一年度末における資産及び負債の状況〕

資産総額	三千四百五十七億三千万円
負債総額	一千五百八十億七千二百万円
資本総額	千八百七十六億五千八百万円

日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右
国会に提出する。

昭和六十三年一月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

平成廿年十一月一四日 総務課報酬課係長印 田中義洋監査室長十一号監査課長 指定取扱いの原稿は本件に付記せらるべ
外 告 報

日本放送協会昭和 61 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

62 檢 第 448 号

昭和 62 年 12 月 7 日

内閣総理大臣 竹下 登殿

会計検査院長 辻 敏一郎

日本放送協会昭和 61 年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和 61 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査

を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和 61 年度財産目録

財 產 目 錄

昭和 62 年 3 月 31 日現在

科 目	内 訳		合 計
	摘要	金額	
(資産の部)		千円	千円
流動資産			
現金及び預金	現 金	15,588,163	66,193,715
	定期預金ほか	90,538	15,447,625
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△ 11,429,753 10,007,000	1,422,753
有価証券	受信料未収金の 受取不能見越額 国債、金融債は か放送記念品	△	40,645,470
貯蔵品			39,244

前 払 費 用	翌年度繰入額	4,319,401
翌年度繰出額	翌年度受信料収納費	2,913,271
その他前払費用	長期借入金利息ほか	555,619
未 収 金	有価証券利息ほか	850,511
その他の流動資産	建物賃借保証金ほか	3,187,018
建 物	差入保証金	808,686
仮 払 金	諸立替払金	235,035
建 物	放送会館、放送所ほか	261,887,454
機 械 物	100,936,847	223,894,960
機 械 及 び 装 置	△ 36,431,104	64,505,743
機 械 物	△ 28,782,795	28,782,795
機 械 及 び 装 置	△ 77,687,380	48,954,586
機 械 物	△ 48,954,586	78,711,325
機 械 及 び 装 置	△ 250,047,645	250,047,645
機 械 及 び 装 置	△ 171,336,320	171,336,320
放 送 衛 星	放 送 衛 星 2 号	35,221,907
放 送 衛 星	△ 17,216,836	17,216,836
減価償却累計額	△ 18,005,071	18,005,071

(外) 報

9

車両及び運搬具 減価償却累計額	中 級 車 は み △	4,918,815 3,669,384	1,240,481
器 具 減価償却累計額	業 略 事 業 用 器 具 は か	1,345,405 943,674	401,731
土 地 放送衛星建設仮 勘定	放送会館・放送 所敷地 3 か	21,913,213 4,811,146	△
その他の建設仮 勘定	放送衛星 3 号 国際放送送信設 備は か	6,352,690 8,202,181	△
無 形 固 定 資 產 無形固定資産	施 政 利 用 権 その他の無形固 定資産	8,162,267 39,914	△
出資その他の資産 長 期 預 金 長期保有有価証 券	国際放送送信設 備利用権 は か 地上 権	29,740,313 4,000,000 24,210,527 1,506,042	△
出	受 信 料 前 受 金 その他の流動負 債	47,409,788 1,421,912	△
通商・放送衛星 機構に対する出 資 関連事業に対する 出資	前 受 収 益 金 集金委託保証金 は か 源泉徴収所得税 は か	70,325 42,379 1,309,206	△
長 期 前 払 費 用 特定 資 產 放送債券償還積 立資産	固 定 負 債 券 放 送 債 入 金 長 期 借 入 金 退職手当引当金 負 債 合 計	94,107,000 48,000,000 30,507,000 15,600,000 <u>158,072,847</u>	△
	放送債券発行費 用未償却額	272,139 83,326	
	放送債券発行差 金未償却額	188,813 <u>345,780,808</u>	
	線 延 資 產 放送債券発行費 金	△	
	資 產 合 計	△	
	(負 債 の 部) 流 動 負 債 一年以内に返済 する長期借入金 一年以内に償還 する放送債券	63,965,847 4,487,000 3,010,000 7,637,147	
	未 払 金 契約取扱事務費 放送債券利息 その他の未払金 3月分電力料は か	1,570,602 350,851 5,715,694 47,409,788	
	受 信 料 前 受 金 その他の流動負 債	△	
	前 受 収 益 金 集金委託保証金 は か 源泉徴収所得税 は か	△	
	固 定 負 債 券 放 送 債 入 金 長 期 借 入 金 退職手当引当金 負 債 合 計	△	

10

2 昭和61年度貸借対照表

貸 借 対 照 表
昭和62年3月31日現在

科 目	内 記 金	額 千円	構成比 %	減 価 損 却 累 計 額	△ 943,674	401,731
(資 産 の 部)				放送衛星建設仮勘定	21,913,213	
流 現 金	預 収 金	11,429,753	15,538,163	その他の建設仮勘定	4,811,146	
動 及 び 未 収 信 料	△ 10,007,000	1,422,753	無 形 固 定 資 產 合 計	6,352,690		
未 収 受 信 料 欠 損 引		40,643,470	無 形 固 定 資 產 合 計	223,894,960	64.7	
未 収 受 信 料 欠 損 引	金 額	39,244	無 形 固 定 資 產 合 計	8,202,181	2.4	
未 収 受 信 料 欠 損 引	記 藏	4,819,401	無 形 固 定 資 產 合 計	4,000,000		
未 収 受 信 料 欠 損 引	預 費	3,187,013	無 形 固 定 資 產 合 計	24,210,327		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	1,043,671	無 形 固 定 資 產 合 計	1,506,042		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	66,183,715	無 形 固 定 資 產 合 計	23,944		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	19.2	無 形 固 定 資 產 合 計	29,740,313	8.6	
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	100,936,847	無 形 固 定 資 產 合 計	261,887,454	75.7	
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	△ 36,431,104	無 形 固 定 資 產 合 計	17,427,000		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	64,505,743	無 形 固 定 資 產 合 計	17,427,000	5.0	
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	77,687,580	無 形 固 定 資 產 合 計	83,326		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	△ 48,954,585	無 形 固 定 資 產 合 計	188,813		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	250,047,645	無 形 固 定 資 產 合 計	272,139	0.1	
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	△ 171,336,320	無 形 固 定 資 產 合 計	345,750,308		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	35,221,907	無 形 固 定 資 產 合 計	100,0		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	△ 18,005,071	無 形 固 定 資 產 合 計	4,487,000		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	4,918,815	無 形 固 定 資 產 合 計	3,010,000		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	△ 3,669,334	無 形 固 定 資 產 合 計	7,687,147		
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	1,249,481	無 形 固 定 資 產 合 計			
未 収 受 信 料 欠 損 引	資 本	1,345,405	無 形 固 定 資 產 合 計			
(負 擁 の 部)						
流 動 負 擁						
一年以内に返済する長期借入金						
一年以内に償還する放送債券						
未 払 金						

(外 勘) 舉

受信料	前受負	47,409,788	
その他の流動負債	合計	1,421,912	
流动负债		63,965,847	18.5
故送期		48,000,000	
長職手当		30,507,000	
固定負債		15,600,000	
借入引当債合		94,107,000	27.2
(資本の部)	資本	158,072,847	45.7
積立		165,160,134	
承認固定資産		163,375	
増損業収支差		164,996,759	
当期事業収支差		16,692,676	
本合計	本金	5,304,651	
負債資本合計	金計	187,687,461	54.3
		345,730,308	100.0

3 昭和61年度損益計算書

損益計算書

昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで

科 目	金 额	
経常事業収入	千円 346,067,480	
受信料	341,551,863	
交付金収入	1,578,192	
経常取次収入	2,937,425	
当期剰余金	7,733,855	
特別収入	1,280,257	
固定資産売却益	348,172	
固定資産受贈益	59,725	
過年度損益修正益	10,003	
その他の特別収入	862,357	

特 別 支 出	3,209,461
固定資産売却損	575,296
固定資産除却損	183,816
過年度損益修正損	282,064
その他の特別支出	2,168,186
当期事業収支差金	5,804,651
事業収支剰余金	5,804,651

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

区分	分	昭和60年度末		昭和61年度末		(単位 千円)
		現金及び預金	受信料未収金	有価証券	有形財産	
		14,880,522	15,538,163	657,441		
		1,935,897	1,422,763	△	573,144	
		35,021,595	40,643,470		5,621,575	
		43,198	39,244	△	3,954	
		4,189,123	4,319,401		133,278	
		3,161,830	3,187,013		25,183	
		972,776	1,043,671		70,895	
	その他の流動資産	(18,1)	(19,2)		5,931,274	
	流動資産合計	60,262,411	66,193,716			

4 昭和61年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和61年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

印(本)

日本放送協会は、昭和61年度の事業運営において、昭和60年度を初年度とする3か年の経営計画の最終年度としての課題を果たすとともに、昭和61年度事業計画に基づき、収入の確保を図り、経営全般にわたり、権力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普遍化とすぐれた放送の実施に努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額3,457億3,030万8千円に対し、負債総額1,680億7,284万7千円であり、資本総額は1,876億5,746万1千円で、このうち当期事業収支差金は58億405万1千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入3,460億6,748万円に対し、経常事業支出は3,407億3,427万9千円で、差引き経常事業収支差金は53億3,320万1千円であり、これに経常事業外収支差金24億65万4千円を加えた経常収支差金は77億3,386万5千円である。これに特別収入12億8,025万7千円を加え、特別支出32億946万1千円を差し引いた当期事業収支差金は58億405万1千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況と当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

資産	昭和60年度末			昭和61年度末			(単位 千円)
	現金及び預金	受信料未収金	有価証券	有形固定資産	機械及び装置	車両及び運搬工具	
土地	218,312,092	62,538,630	64,505,743	1,967,113	29,137,896	28,732,795	△ 405,101
建物	70,973,445	78,711,325	7,737,880	7,951,308	17,216,836	9,265,528	
構築物	1,374,394	1,249,481	△ 124,913	416,142	401,731	△ 14,411	
機械及び装置	21,519,379	21,913,213	393,834	放送衛星建設仮勘定	17,803,551	4,811,146	△ 12,997,405
器具	6,592,297	6,352,690	△ 239,587	その他の建設仮勘定	1,130,153	8,202,181	7,072,028
土	36,471,176	29,740,313	△ 6,730,863	無形固定資産	3,161,830	3,187,013	
出資その他の資産	0	4,000,000	4,000,000	長期保有有価証券	31,549,102	24,210,327	△ 7,338,775
長期保有有価証券	1,362,042	1,506,042	144,000	出資			

六 収支(原)

13

長 期 前 �払 費 用	3,560,032	23,944	△	3,586,088
固 定 資 產 合 計	255,913,361	(76.9)	(75.7)	5,924,093
特 定 放送債券譲り受け資産	16,446,000	(4.9)	(5.0)	981,000
放 送 債 券 発 行 費	135,733	83,326	△	52,457
放 送 債 券 発 行 差 金	219,554	188,813	△	30,741
操 作 資 產 合 計	(0.1) 355,337	(0.1) 272,139	△	83,198
資 本 合 計	(100.0) 382,977,139	(100.0) 345,730,308		12,753,169
一年以内に返済する長期 借入金以内に償還する放送 債券	4,007,000	4,487,000		480,000
未 払 金	4,120,000	3,010,000	△	1,110,000
受 信 料 前 受 金	7,225,887	7,637,147		411,310
その他の流動負債	45,458,132	47,409,788		1,951,656
流 動 負 債 合 計	62,321,329	(18.7) 63,965,847	(18.5)	1,644,518
放 送 債 券	48,010,000	48,000,000	△	10,000
長 期 借 入 金	25,193,000	30,507,000		5,314,000
退職手当引当金	15,600,000	15,600,000	0	0
流 動 負 債 合 計	(26.7) 88,803,000	(27.2) 94,107,000		5,304,000
資 本 合 計	151,124,329	(45.4) 158,072,847		6,948,518
資 本 合 計	147,698,134	165,160,134	17,462,000	
資 本 合 計	163,375	163,375	0	
固定資産充当資本	147,534,759	164,993,759	17,462,000	

本	積 立 金	18,060,595	16,692,676	△	1,367,919
	繰 越 利 余 金	18,060,595	16,692,676	△	1,367,919
	当 期 事 業 収 支 差 金	16,084,081	5,804,651	△	10,289,430
	資 本 合 計	(54.6) 181,562,810	(54.3) 187,687,461		5,804,651
	負 債 資 本 合 計	(100.0) 382,977,139	(100.0) 345,730,308		12,753,169

区 分	昭 和 60 年 度 末		昭 和 61 年 度 末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流 動 資 產	60,262,441	18.1	66,193,715	19.2	5,931,274
固 定 資 產	255,913,361	76.9	261,887,454	75.7	5,924,093
特 織 資 產	16,446,000	4.9	17,427,000	5.0	981,000
合 計	382,977,139	100.0	345,730,308	100.0	12,753,169

区 分	昭 和 60 年 度 末		昭 和 61 年 度 末		増 減
	現 金 及 び 預 金	受 信 料 未 収 金	現 金 及 び 預 金	受 信 料 未 収 金	
現 金 及 び 預 金	14,880,722	15,558,163	14,880,722	15,558,163	657,441
受 信 料 未 収 金	1,995,897	1,422,753	1,995,897	1,422,753	△ 573,144
合 計	35,021,955	30,980,916	35,021,955	30,980,916	5,041,039

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資 産 の 部

当年度末の資産総額は、前年度末の3,329億7,713万9千円に比べ127億5,316万9千円増加し、3,457億3,030万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

貯 蔵 品	43,188	39,244	△	3,954
前 払 費 用	4,186,123	4,319,401	△	133,278
未 収 金	3,161,830	3,187,013	△	25,183
その他の流動資産	972,776	1,043,671	△	70,895
合 計	60,262,441	66,138,715	△	5,931,274

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
現 預	金	90,538	
		15,447,625	定期預金ほか
合 計		15,538,163	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
受 信 料	未 収 金	11,429,753	当年度末の受信料未収額
未 収 信 料 欠 損 引 当 金	△	10,007,000	翌年度における収納不能見越額
合 計		1,422,753	

注3 有価証券

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要
国 金 政 府	債 權	19,641,000	19,794,262	19,794,262	
		10,521,989	10,521,989	10,521,989	長期信用債券ほか
		4,600,000	4,549,750	4,549,750	公营企業債券ほか
合 計					

(外)(即) 資

地 方 事 業	724,010	721,719	721,719	東京都公債ほか、電力債券ほか
	5,100,000	5,055,750	5,055,750	
合 計	40,536,999	40,643,470	40,643,470	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
放 送 記 念 品		39,244	放送出演記念用ボールペンほか

注5 前払費用

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
翌年度番組関係費		2,913,271	翌年度放送テレビ番組「独眼龍政宗」等番組制作経費
長期借入金利息		555,619	受信料前受金に対応する収納事務費
その他の前払費用		194,145	長期借入金の翌年度分利息
合 計		656,366	営業所等翌年度分賃借料ほか

注6 未収金

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
有 価 証 券 等 利 息		979,641	国債等の当年度分利息
その他の未収金		2,207,372	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合 計		3,187,013	

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要	要
差入保証金		808,636	建物賃借保証金ほか	
払込金		285,055	諸立替払金	
合計		1,043,671		

(1) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末 残高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度末 残高	減価償却 額累計	差引当年 度末残高
有形固定資産	47,427,149	62,550,480	33,442,581	50,932,255,048	27,940,088	223,894,960
建築物	97,561,326	4,258,707	988,186	100,986,847	36,421,104	64,505,743
機械及び装置	19,042,118	3,740,847	1,292,598	20,713,013	77,587,380	48,954,585
放送衛星	4,814,715	422,077	0	35,221,907	18,005,071	17,216,836
車両及び運搬工具	1,326,808	48,256	29,659	1,345,405	948,674	401,731
土地	21,519,379	406,940	13,106	21,913,213	—	21,913,213
放送衛星建設仮勘定	17,808,551	1,764,364	14,731,769	4,811,146	—	4,811,146
その他建設仮勘定	6,562,287	6,146,487	6,286,084	6,252,690	—	6,252,690
無形固定資産	2,391,250	7,197,773	127,531	9,461,492	1,259,311	8,202,181
(有形・無形固定資産) (藍計)	476,518,399	63,748,253	33,570,112	512,606,540	280,569,399	232,097,141
出資その他の資産	36,471,176	10,692,225	17,423,088	29,740,313	—	29,740,313
長期預金	0	4,000,000	0	4,000,000	—	4,000,000
長期保有有価証券	31,549,102	6,548,225	13,987,000	24,210,327	—	24,210,327
出資	1,362,042	144,000	0	1,506,042	—	1,506,042
長期前払費用	3,560,032	0	3,536,088	23,944	—	23,944
合計	512,989,575	80,440,478	50,993,200	542,436,853	280,569,399	261,887,454

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、48,659,875千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備(衛星放送設備の整備、テレビジョン文字多重放送設備の整備等) 5,950,505千円

FM放送2局の開設、放送装置の更新等) 15,391,741千円

番組設備の整備(地域放送充実のための機器の整備等) 22,568,855千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等) 4,748,774千円

注2 当年度末のその他の建設仮勘定残高 6,252,690千円の内訳は、国際放送送信設備等3,342,100千円である。

注3 当年度末の無形固定資産残高 8,202,181千円の内訳は、国際放送送信設備等3,010,590千円、地上波30,914千円である。

注4 当年度末の長期預金残高 4,000,000千円の内訳は、特定金銭信託である。

注5 長期保有有価証券

(単位 千円)

区分	分	券面総額	取得価額	貸付対照 額	摘要	要
国	債	5,180,000	5,117,461	5,117,461		
政	債	5,070,241	5,070,241	5,070,241	長期信用債券ほか	
府	債	2,000,000	1,976,250	1,976,250	公債企業債券ほか	
保	債	3,348,900	3,326,289	3,326,289	電力債券ほか	
証	債	千米ドル 50,000	8,721,086	8,721,086	米国財務省証券	
外						
合	計	50,000	15,599,141	24,210,327	24,210,327	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注6 出資

(単位 千円)

出資先	前年度 末残高	増加額	当年度 減少額	当年度 末残高	一株の 金額	当年度 末資 本 株 式 數
通信・放送衛星機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業に対する出資	234,500	144,000	0	378,500	—	—
NHK放送情報サービス	80,000	0	0	80,000	50,000円	1,600株
合計	512,989,575	80,440,478	50,993,200	542,436,853	280,569,399	261,887,454

㈱N H K 美術センター	8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
㈱日本放送出版協会	6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
全日本テレビサービス㈱	5,000	0	0	5,000	500円	10,000株
㈱N H K テクニカルサービス	26,000	44,000	0	70,000	50,000円	1,400株
キャナルテレサービス㈱	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
㈱N H K エンターナライズ	55,000	80,000	0	135,000	50,000円	2,700株
㈱N H K コンピューター	22,000	0	0	22,000	50,000円	440株
㈱日本文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱近畿文字放送	10,000	0	0	10,000	50,000円	200株
㈱中部文字放送	0	20,000	0	20,000	50,000円	400株
合 計	1,362,042	144,000	01,508,042	—	—	—

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(イ) 特定資産
放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭 和 61 年 度		年 度 末
		増	減	
放送債券償還積立資産	16,446,000	5,101,000	4,120,000	17,427,000

(乙) 繰延資産
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の3億5,533万7千円に比べ8,319万8千円減少し、2億7,213万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和60年度末	昭和61年度末	増 渏		(単位 千円)
			増	減	
一年以内に返済する長期借入金			4,007,000	4,487,000	480,000
一年以内に償還する放送債券未払金			4,120,000	3,010,000	△ 1,110,000
未受信料前受金			7,225,837	7,637,147	411,310
その他流動負債			45,458,132	47,409,788	1,951,656
合 計			1,510,360	1,421,912	△ 88,448
注1 未 払 金			62,321,329	63,965,847	1,644,518
区 分	金 領	摘 要			
契約取納事務費	1,570,602	3月分受信契約取次・受信料収納			
放送債券利息	350,851	放送債券の当年度分利息			
その他の未払金	5,715,694	3月分電力料ほか			
合 計	7,637,447				

外 告 (報)

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 额	摘 要
受信料前受金	47,409,788	翌年度分受信料の収納額 (単位 千円)

注3 その他の流動負債

区 分	金 额	摘 要
前 受 収 益	70,325	技術協力料ほか
預 り 金	42,379	集金委託保証金ほか
合 計	1,421,912	源泉徴収所得税ほか

(d) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の 888 億 300 万円に比べ 53 億 400 万円増加し、941 億 700 万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 60 年度末	昭和 61 年度末	増 減
放送債券	48,010,000	48,000,000	△ 10,000
長期借入金	25,193,000	30,507,000	△ 5,314,000
退職手当引当金	15,600,000	15,600,000	0
合 計	88,803,000	94,107,000	5,304,000

注1 放送債券

(単位 千円)

区 分	昭和 60 年度末	昭和 61 年度末	発行額	償還額	粗替額	年 度 末
固定負債・放送債券	48,010,000	3,000,000	—	△ 3,010,000	48,000,000	
流動負債・一年以内に償還する放送債券	4,120,000	—	4,120,000	3,010,000	3,010,000	
合 計	52,130,000	3,000,000	4,120,000	0	51,010,000	

注2 長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和 60 年度末	昭 和 61 年 度	借入額	返済額	粗替額	年 度 末
固定負債・長期借入金	25,193,000	9,801,000	—	—	△ 4,487,000	30,507,000
流動負債・一年以内に返済する長期借入金	4,007,000	—	4,007,000	4,487,000	△ 4,487,000	
合 計	29,200,000	9,801,000	4,007,000	—	34,994,000	

上記長期借入金の昭和 61 年度末残高 34,994,000 千円の借入先別金額は、第一勵業銀行

20,298,000 千円、富士銀行 3,848,000 千円、住友銀行 3,848,000 千円、三菱銀行 2,450,000 千円、三井銀行 2,450,000 千円、三和銀行 1,400,000 千円、日本長期信用銀行 700,000 千円で

ある。

ウ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の 1,818 億 5,281 万円に比べ 58 億 465 万 1 千円増加し、1,876 億 5,746 万 1 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 60 年度末	昭和 61 年度末	資 本	積 立 金	当 期 事 業 取 支 差 金	合 计
固定負債・放送債券	48,010,000	3,000,000	147,698,134	165,160,134	17,462,000	
流動負債・一年以内に償還する放送債券	4,120,000	—	18,060,595	16,582,576	△ 1,367,919	
合 計	52,130,000	3,000,000	16,094,081	5,804,651	△ 10,289,430	

(1) 資本

(単位 千円)

区分	昭和 60 年度末	昭和 61 年度末	増減
承継資本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	147,534,759	164,996,759	17,462,000
合計	147,698,134	165,160,134	17,462,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資本である。

当年度末の固定資産充当資本は、1,649 億 9,675 万 9 千円であり、その内容は次のとおりである。

固定資産再評価益の資本組み入れ額

資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額

(単位 千円)

区分	昭和 60 年度末	昭和 61 年度末	増減
積立金	18,060,595	16,692,576	△ 1,367,919

当年度末の繰越剰余金 166 億 9,267 万 6 千円は、過年度の当期事業収支差金のうち、財政安定のための繰越額である。

(2) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区分	昭和 60 年度末	昭和 61 年度末	増減
繰越剰余金	16,084,081	5,804,651	△ 10,289,430

当年度末の当期事業収支差金 58 億 465 万 1 千円は、当年度発生した財政安定のための繰越額である。

(3) 外取引報告

(2) 損益計算書
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増減
経常事業収入	(100,0)	(100,0)	5,304,970
受信料	347,030,493	341,551,883	4,521,370
交付金収入	1,243,209	1,578,192	334,983
副次収入	2,488,799	2,987,425	448,626
経常事業支出	(95,6)	(98,5)	14,984,149
国内放送費	89,476,638	91,561,446	2,084,808
国際放送費	2,329,662	2,393,469	63,807
契約収納費	55,097,630	35,765,874	668,344
受信対策費	1,205,604	1,185,544	20,060
報酬費	1,575,818	1,509,458	△ 66,360
広告費	3,804,620	3,763,023	△ 36,597
調査研究費	111,764,597	116,037,058	4,242,461
会員費	32,728,995	33,810,408	1,081,413
退職手当・厚生費	8,814,475	9,434,171	619,696
一般管理費	29,148,091	35,261,728	6,113,637
満償却費	9,774,000	10,007,000	233,000
未収受信料欠損償却費			
経常事業収支差金	(44)	(15)	9,879,170
経常事業外収入	(2,1)	(2,2)	410,068
財務収入	6,780,449	7,037,225	256,776
総常事業収支	566,538	153,282	

(外) 収支額

経常事業外支出	5,274,029	(15)	5,203,199	(15)	△	70,830
財務費	5,274,029		5,203,199		△	70,830
経常事業外収支差金	1,919,756	(0.6)	2,400,654	(0.7)		480,898
資本支出充當	16,932,127	(5.0)	7,733,855	(2.2)	△	9,188,272
当期剰余金	8,354,000	0	7,733,855	△	8,354,000	844,272
特別収入	514,339	(0.1)	1,280,257	(0.4)		765,918
固定資産売却益 過年度損益修正益 その他の特別収入	469,300 37,140 7,899 0	348,172 59,725 10,003 862,357	△ 2,104 862,357	121,128 22,585 2,104 862,357		
特別支出	1,352,385	(0.4)	3,208,461	(0.9)	1,857,076	
固定資産売却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	702,006 142,980 107,389 400,000	55,396 183,816 282,064 2,168,185	△ 40,826 174,675 1,768,186	126,610 126,610 174,675 1,768,186		
当期事業収支差金	16,094,081	(4.7)	5,804,651	(1.7)	△ 10,289,430	
資本支出充當	8,354,000	0	△ 8,354,000			
事業収支剰余金	7,740,081	5,804,651	△ 1,935,430			

注1 受信料		(単位 千円)		
区分	昭和60年度	昭和61年度	増減	
普通受信料	13,484,961	12,583,005	△ 621,956	
カラーレターフ受信料	323,545,532	328,688,388	5,143,326	
合計	337,030,493	341,551,863	4,521,370	

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区分	年	度	初頭	年加	度初頭	年加	度初頭	年加	度初頭	年加	度初頭	年加
普通契約			1,914		88	△	90		1,826		1,736	
カラーレターフ契約				△			1,826					
契約総数	年	増	度	初	頭	加	度	初	頭	加	度	初
	年	増	度	初	頭	末	年	増	度	初	頭	末

ア 経常事業収支	普通契約	年	度	初	頭	加	度	初	頭	加	度	初
継常事業収支差金は53億3,320万1千円である。引き経常事業収支差金は53億3,320万1千円であり、差し	年	増	度	初	頭	△	度	初	頭	△	度	初
なが、前年度の継常事業収支3,407億6,250万1千円、継常事業支出3,257億5,013万円に比較すれば、継常事業収入は53億497万9千円、継常事業支出は149億8,414万9千円の増加である。	年	増	度	初	頭	88	度	初	頭	90	度	初
	年	増	度	初	頭	△	度	初	頭	1,736	度	初
	年	増	度	初	頭	1,826	度	初	頭	1,736	度	初
	年	増	度	初	頭	△	度	初	頭	90	度	初
	年	増	度	初	頭	1,914	度	初	頭	1,826	度	初

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア 經常事業収支
継常事業収支差金は53億3,320万1千円であり、差し
引き経常事業収支差金は53億3,320万1千円である。
なが、前年度の継常事業収入3,407億6,250万1千円、継常事業支出3,257億5,013万円に比較すれば、継常事業収入は53億497万9千円、継常事業支出は149億8,414万9千円の増加である。

注2 交付金収入

		(単位 千円)		
区 分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増 減	
国際放送関係交付金	1,239,834	1,239,834	0	
選舉放送関係交付金	3,375	338,253	334,883	
合 計	1,243,209	1,578,192	334,983	

注3 副次収入

(単位 千円)

区 分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増 減
放送番組の多角的活用	514,527	796,188	281,661
放送番組データキストの出版	1,170,240	1,198,150	18,910
技術協力・特許実施許諾	407,322	428,312	20,990
NHKホール外部利用	310,927	381,102	70,175
番組コソクール賞金等	76,783	133,673	56,890
合 計	2,488,799	2,937,425	448,626

(1) 経営事業支出
昭和 61 年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進し
つつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増 減
国 内 放 送 費	89,476,638	91,561,446	2,084,808
国 際 放 送 費	2,329,62	2,393,469	63,807
契 約 収 納 費	35,097,630	35,765,974	668,344
対 策 費	1,205,604	1,185,544	△ 20,060
報 告 費	1,575,818	1,509,458	△ 66,360
合 計	35,097,630	35,765,974	668,344

注2 國際放送費

区 分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増 減
番 組 費	59,457,274	61,598,978	2,141,704
技 術 運 用 費	22,071,354	21,790,286	272,088
通 信 施 設 費	7,948,010	8,168,182	215,172
合 計	89,476,638	91,561,446	2,084,808

(単位 千円)

調査研究費	3,804,620	3,768,023	△ 36,597
船員手当・厚生費	111,794,597	116,037,058	4,242,461
一般管理費	32,728,995	33,810,408	1,081,413
減価償却費	8,814,475	9,424,171	619,696
未収受信料欠損償却費	29,148,081	35,261,728	6,113,657
合 計	87,774,000	10,007,000	283,000

(単位 千円)

区 分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増 減
番組費用	1,131,786	1,178,528	47,742
技術運用費	177,467	35,010	△ 142,457
通信施設費	1,020,409	1,178,831	158,522
合 計	2,329,662	2,393,469	63,807

注4 受信対策費

		(単位 千円)			
区	分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増	減
受信改善費		235,105	245,450	10,345	
受信対策推進費		970,499	940,084	△ 30,405	
合計		1,205,604	1,185,544	△ 20,060	

注5 広報費

(単位 千円)

区	分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増	減
視聴者意向収集費		815,707	809,586	△ 6,121	
広報推進費		760,111	699,872	△ 60,239	
合計		1,575,818	1,509,458	△ 66,360	

注6 調査研究費

(単位 千円)

区	分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増	減
番組調査研究費		897,597	885,602	△ 12,095	
技術研究費		2,907,023	2,882,521	△ 24,502	
合計		3,804,620	3,768,123	△ 36,507	

注7 給与

(単位 千円)

区	分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増	減
給与		111,794,597	116,037,058	4,242,461	

上記昭和 61 年度給与の内容は、職員給与 1,153 億 1,373 万 8 千円、常勤役員報酬 2 億 2,332 万円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区	分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増	減
退職手当・厚生費		32,723,956	33,810,408	1,081,413	

上記昭和 61 年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費 180 億 196 万 7 千円、退職手当 158 億 844 万 1 千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)

区	分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増	減
一般管理費		8,814,475	9,434,171	619,696	

上記昭和 61 年度一般管理費の内容は、施設管理費 56 億 8,686 万 6 千円、職員管理費その他 37 億 4,730 万 5 千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区	分	取得額	当年度償却額	償却額累計	帳簿価額	償却率 %
有形固定資産		470,157,999	35,136,184	279,340,088	190,817,911	59.4
建物		100,936,847	2,213,249	36,431,104	64,505,743	36.1
機械等		77,687,380	4,034,564	48,954,585	28,732,795	63.0
機械及び装置		250,047,645	21,382,471	171,336,320	78,711,325	68.5
放送衛星		35,221,907	6,914,261	18,005,071	17,216,836	51.1
車両及び運搬具		4,918,815	520,956	3,669,334	1,249,481	74.6
器具		1,345,405	60,683	943,674	401,731	70.1
無形固定資産		9,421,578	125,544	1,259,311	8,162,267	13.4
施設利用権		9,421,578	125,544	1,259,311	8,162,267	13.4
合計		479,579,577	35,261,728	280,589,399	198,980,178	58.5

叶(会)第十一回 | 甲 総務部(総務課) | 乙 本部(本部) | 丙 人事部(人事課) | 丁 財務部(財務課) | 戸越支店(支店) | 池田支店(支店) | 増田支店(支店) | 鈴木支店(支店) | 佐藤支店(支店) | 伊藤支店(支店)

1-4-1

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は76億385万3千円であり、経常事業外支出は52億319万9千円であり、差し引き経常事業外収支差金は24億65万4千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア) 経常事業外収入

(単位 千円)			
区 分	昭和 60 年度	昭和 61 年度	増 減
財 务 収 入	6,780,449	7,035,225	256,776
受 取 配 当 金	413,836	566,628	153,292
合 計	7,193,785	7,603,853	410,068

注 財 务 収 入

(単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増 減
受 取 利 息	6,778,369	7,035,140	256,771
受 取 配 当 金	2,080	2,085	5
合 計	6,780,449	7,035,225	256,776

(イ) 経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	増 減
受 取 利 息	6,778,369	7,035,140	256,771
受 取 配 当 金	2,080	2,085	5
合 計	6,780,449	7,035,225	256,776

(イ) 特 别 支 出

(単位 千円)

区 分	金額	摘要	要
固 定 資 產 売 却 益	343,172		
固 定 資 產 受 贈 益	50,725		
退 年 度 損 益 修 正 損	10,008	固定資産の造成による評価益	
そ の 他 の 特 別 収 入	862,857	放送衛星2号—b打ち上げ保険料無事故戻し金	
合 計	1,280,257		

ウ 特 別 収 支

固定資産売却益等の特別収入は12億8,025万7千円であり、固定資産売却損等の特別支出は32億946万1千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア) 特 別 収 入

(単位 千円)

区 分	金額	摘要	要
固 定 資 產 売 却 損	575,396		
固 定 資 產 除 却 損	183,816		
退 年 度 損 益 修 正 損	282,064	昭和60年度分未収受信料欠損額確定に伴う 修正損	
そ の 他 の 特 別 支 出	2,163,185	放送衛星2号—b打ち上げ保険料損却	
合 計	3,208,461		

(単位 千円)

経常事業収支差金53億3,320万1千円に経常事業外収支差金24億65万4千円を加えた経常事業収支差金は77億3,385万5千円である。これに、特別収入12億8,025万7千円を加え、特別支出32億946万1千円を差し引いた当期事業収支差金は58億465万1千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

3 主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土 地	建 物	機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計	
分	面 積	金額	面 積	金額	千円	千円	
放送会館 (うち、放送センター)	353,558 (82,650)	10,674,005 (5,079,536)	521,825 (198,087)	41,046,958 (19,702,115)	56,077,920 (22,314,935)	3,153,837 (711,111)	110,952,720 (47,807,697)
テレビジョン放送所	562,856	580,838	50,929	3,766,160	13,330,759	8,126,170	25,793,957
ラジオ放送所	2,186,736	6,806,955	38,478	5,327,971	6,558,201	4,424,249	23,417,376
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	13,733,384	13,733,384
放送衛星	—	—	—	—	—	17,216,836	17,216,836
その他の施設	2,250,031	3,851,415	273,540	14,874,654	2,744,415	946,367	21,916,851
合 計	5,353,231	21,913,213	884,772	64,505,743	78,711,325	17,216,836	30,384,007
							212,731,124

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。

注2 その他の固定資産は備薬物・車両及び運搬具・器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

(2) 予算総則の適用

ア 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用

(ア) 予算が不足する項及び金額

イ 予算総則第4条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰り越し

ウ 予算総則第5条第1項に基づく前年度からの建設費予算の繰り越し

エ 放送衛星2号—b製作・打ち上げ経費

オ 国際放送送信施設整備経費

カ 放送センターのニーズ関係施設整備経費

エ 予算総則第6条に基づく予備費の使用

カ 衆参同日選舉の開票速報及び世論調査経費(国内放送費)

オ 台風等による被害施設の復旧対策経費(国内放送費、受信料徴収費、一般管理費)

ウ 昭和60年度分未収受信料欠損額の増による予算の不足(特別支出)

平成二十一年度 | 一 中 総務省は議院本部、日本放送協会監修 | 第二回議院運営費特別委員会による議案付

142

オ 予算総則第7条第1項に基づく予算の振り当て.....

放送衛星2号—b打ち上げ保険料無事故戻し金(特別収入、特別支出)

カ 予算総則第9条に基づく事業収支差金の使用の繰り延べ.....

翌年度以降の財政安定のための繰越金

キ 予算総則第11条に基づく選舉放送関係交付金の受け入れ及び振り当て.....

決算額 58億465万1千円
増額 53億465万1千円

ク 予算総則第12条に基づく国際放送の海外中継業務に対する助成金の受け入れ及び振り当て(総収入、国際放送費)

第38回衆議院議員総選挙の政見・経歴放送の実施経費(交付金収入、国内放送費、給与、退職手当・厚生費)

別表

(事業取支)

収入支出決算表

予算総則に基づく増減額(2)

第4条第1項 第6条予備費 増 第7条第1項 第11条交付金 増 第12条助成金 増 減額計

当初額(1) 第4条第1項 第6条予備費 増 第7条第1項 第11条交付金 増 第12条助成金 増 減額計

合計(1)+(2)(3)

決算額(4)

予算残額(3)-(4)

		額						昭和61年度		
		予								
款	項	予算総則に基づく増減額(2)			第4条第1項 第6条予備費 増 第7条第1項 第11条交付金 増 第12条助成金 増 減額計			合計(1)+(2)(3)	決算額(4)	予算残額(3)-(4)
		第4条第1項	第6条予備費	増	第7条第1項	第11条交付金	増			
事業収入	受交副財務特	341,445,056	0	0	0	232,357	0	1,104,667	344,944,590	千円
	料入込	330,482,686	0	0	0	0	0	0	330,482,686	△ 2,394,867
	信金取	1,346,869	0	0	0	232,461	0	232,461	331,544,863	△ 1,062,178
	付次務	2,356,400	0	0	0	0	0	0	1,579,330	1,138
	収取	6,511,102	0	0	0	0	0	0	2,386,400	2,937,425 △ 581,025
	別	448,000	0	0	0	0	0	0	6,511,102	526,125
事業支出	内蔵約信	300,000	0	0	0	862,357	0	9,849	7,037,225 △ 108,799	△
	査放収対報研	341,445,056	0	0	0	862,357	0	9,849	566,628 △ 108,799	△
	送納策	92,248,192	△ 640,000	441,293	0	232,461	9,849	1,104,667	1,280,257 △ 117,900	△
	放収対報研	2,538,750	0	0	0	125,256	0	73,451	92,174,741	91,561,446
	送納策	36,076,816	0	0	0	9,849	0	9,849	2,548,599	2,393,469
	放収対報研	1,212,577	0	0	0	0	0	0	36,076,816	35,765,974
	送納策	1,529,358	0	0	0	5,335	0	0	310,842	310,842
	放収対報研	3,842,091	0	0	0	0	0	0	5,335	5,335
	送納策	116,369,962	0	0	0	0	0	0	1,217,912	1,185,544
	放収対報研	83,842,980	0	0	0	0	0	0	1,529,358	82,368
	送納策	9,325,918	66,000	77,665	0	0	0	0	1,529,358	19,900
	放収対報研	35,300,000	△ 37,000	0	0	0	0	0	3,842,091	3,768,023
	送納策	5,959,412	△ 755,041	0	0	0	0	0	3,842,091	74,068
	放収対報研	699,000	1,386,041	282,065	862,357	0	0	0	5,904,651	415,891
	送納策	2,500,000	0	△ 806,358	0	0	0	0	5,904,651	5,904,651
事業取支差金		0	0	0	0	0	0	0	5,904,651	△ 5,904,651

(外) 中(報) 報

債務償還額	9,922,000	0	0	0	0	9,922,000	9,108,000	814,000
取支過不足額	△ 9,922,000	0	0	0	0	0	△ 3,303,349	△ 6,618,651

(資本取支)

款項	項目	予算			決算額	繰越額	予算残額
		当初額	予算総額に基づく増減額(2)	合計(1)+(2)(3)			
資本収入							
	前期繰越し金受入れ	63,242,000	3,296,125	66,538,125	62,033,919	2,427,559	2,076,647
	減価償却資金受入れ	9,922,000	0	9,922,000	9,108,000	0	814,000
	資産受入れ	35,300,000	0	35,300,000	35,261,528	0	38,272
	放送債券償還積立資産戻入れ	737,000	0	737,000	743,491	0	6,191
	放送債券償還積立資産戻入れ	4,120,000	0	4,120,000	4,120,000	0	0
	放送債券償還積立資産戻入れ	6,000,000	0	6,000,000	3,000,000	2,000,000	1,000,000
資本支出							
	長期借入金	7,163,000	3,296,125	10,459,125	9,801,000	427,559	280,566
	建設費	63,242,000	3,296,125	66,538,125	62,031,875	2,427,559	2,078,591
	建設費	49,000,000	3,296,125	52,296,125	48,659,4875	2,427,559	1,208,591
	放送債券償還積立資産戻入れ	200,000	0	200,000	144,000	0	56,000
	放送債券償還積立資産戻入れ	5,401,000	0	5,401,000	5,101,000	0	300,000
	長期借入金返還金	4,120,000	0	4,120,000	4,120,000	0	0
資本取支差金		4,521,000	0	4,521,000	4,007,000	514,000	2,044
		0	0	0	0	0	△

前期繰越し金 25,932,584千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越し金は25,357,102千円である。)

当年度使用額 △ 9,108,000千円(債務償還に充当 △ 9,108,000千円)

当年度発生額 5,806,695千円(事業収支差金5,804,651千円と資本取支差金2,044千円との合計額)

後期繰越し金 22,631,279千円(このうち、58年度からの繰越し金443,574千円を合わせた翌年度以降の財政安定のための繰越し金は22,497,827千円である。)

〔青木新次君答塡、拍手〕

○青木新次君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十一年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の六十一年度末における財産状況は、資産総額三千四百五十七億三千万円、負債総額千五百八十億七千二百万円、資本総額千八百七十六億五千八百万円となつております。

また、当年度中の損益は、事業収入三千四百四十九億四千五百万円に対し、事業支出三千三百九十一億四千万円であり、差し引き事業収支差金は五十八億五百万円となつております。

なお、この事業収支差金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。本件には、会計検査院の記述すべき意見はない旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、今後の経営見通し、衛星放送の普及方策、事業運営の効率化策等の諸問題について質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

院の組織及び運営の改革に関する協議会を改めて設置することに決定いたしました。

以上、御報告いたしますとともに、本院が良識の府として眞に国民の負託にこたえるため、本協議会の成果を上げることができますよう、各立の御協力を心からお願い申し上げる次第でござります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	土屋 義彦君
片上 公人君	副議長	小野 明君
今泉 隆雄君		寺崎 譲久君
横溝 克己君		白浜 一良君
常松 克安君		西川 深君
野末 陳平君		刈田 貞子君
猪熊 壇二君		平野 清君
永田 良雄君		永野 茂門君
矢原 秀男君		中野 鉄造君
中川 嘉美君		下村 泰君
勝木 健司君		中曾根弘文君
鈴木 貞敏君		下稻葉耕吉君
及川 順郎君		太田 淳夫君
広中和歌子君		小西 博行君
前田 黙男君		板垣 正君
鶴岡 洋君		塙出 啓典君
和田 敦美君		中西 珠子君

議員	議長	土屋 義彦君
片上 公人君	副議長	小野 明君
今泉 隆雄君		寺崎 譲久君
横溝 克己君		白浜 一良君
常松 克安君		西川 深君
野末 陳平君		刈田 貞子君
猪熊 壇二君		平野 清君
永田 良雄君		永野 茂門君
矢原 秀男君		中野 鉄造君
中川 嘉美君		下村 泰君
勝木 健司君		中曾根弘文君
鈴木 貞敏君		下稻葉耕吉君
及川 順郎君		太田 淳夫君
広中和歌子君		小西 博行君
前田 黙男君		板垣 正君
鶴岡 洋君		塙出 啓典君
和田 敦美君		中西 珠子君

橋本孝一郎君

山谷 寛三君

田代由紀男君

峯山 昭範君

高木健太郎君

黒柳 明君

三治 重信君

田中 正巳君

加藤 武徳君

高木 正明君

大浜 方栄君

関口 恵造君

藤田 雄山君

前島英三郎君

西田 吉宏君

本村 和喜君

二木 秀夫君

井上 章平君

沓掛 哲男君

大木 浩君

大塚清次郎君

川原新次郎君

仲川 幸男君

狩野 明男君

木宮 和彦君

小野 清子君

陣内 孝雄君

守住 有信君

石川 弘君

名尾 良孝君

圓部 三郎君

岩崎 純三君

大河原太一郎君

北 修二君

長谷川 信君

梶原 清君

井上 裕君

佐々木 満君

井上 孝君

下条進一郎君

世耕 政隆君

原 文兵衛君

遠藤 要君

斎藤 十朗君

高橋 清孝君

野沢 太三君	清水嘉与子君	成瀬 守重君	宮崎 秀樹君
田村 秀昭君	木暮 山人君	須藤良太郎君	宮崎 秀樹君
尾辻 秀久君	片山虎之助君	澤田 一精君	宮崎 秀樹君
上杉 光弘君	柳川 肇治君	合馬 敬君	宮崎 秀樹君
吉川 芳男君	岡野 裕君	尾辻 隆俊君	清水 澄子君
柳川 肇治君	山岡 賢次君	栗村 和夫君	野別 隆俊君
岡野 裕君	斎藤 文夫君	細谷 昭雄君	栗村 和夫君
山岡 賢次君	松浦 功君	一井 淳治君	野別 隆俊君
斎藤 文夫君	藤井 寿君	渡辺 四郎君	栗村 和夫君
松浦 功君	大城 真順君	山口 哲夫君	細谷 昭雄君
藤井 寿君	竹山 竹山	久保田 真苗君	一井 淳治君
山本 富彌君	宮澤 宏一君	佐藤 三吾君	渡辺 四郎君
岩本 政光君	向山 一人君	鈴木 和美君	山口 哲夫君
大鷹 淑子君	福田 宏一君	松前 達郎君	久保田 真苗君
岡田 広君	村上 正邦君	青木 薦次君	渡辺 四郎君
初村満 一郎君	山東 昭子君	赤桐 操君	山口 哲夫君
平井 卓志君	坂野 重信君	柏谷 照美君	久保田 真苗君
中村 太郎君	長田 裕二君	安恒 良一君	鈴木 和美君
後藤 正夫君	中西 一郎君	星川 保松君	松前 達郎君
櫻井 規順君	林田悠紀夫君	角田 義一君	青木 薦次君
西野 康雄君	森山 真弓君	日下部健代子君	赤桐 操君
種田 誠君	喜岡 淳君	林森 紀子君	柏谷 照美君
販 正敏君	森山 真弓君	國弘 正雄君	八百板 正君
肥田 美代子君	喜岡 淳君	近藤 忠孝君	谷畠 老君
前畠 幸子君	岩本 紀平	林森 暢子君	星川 保松君
三上 隆雄君	北村 岩本	井上 哲夫君	角田 義一君
堂本 晴子君	小林 紀平	神谷信之助君	日下部健代子君
谷本 巍君	堀 利和君	井上 哲夫君	高崎 裕君
会田 正君	小林 正君	前畠 幸子君	高崎 裕君
山中 長榮君	堀 利和君	肥田 美代子君	平井 卓志君
山中 郁子君	西岡瑠璃子君	前畠 幸子君	中村 太郎君
橋本 橋本	堀 利和君	三上 隆雄君	後藤 正夫君
敦君 敦君	堀 利和君	堂本 晴子君	櫻井 規順君

議長の報告事項

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高木健太郎君
吉川 春子君

磯村 修君

文教委員

辞任

高木健太郎君
中川 嘉美君

中川 嘉美君

予算委員

辞任

高木健太郎君
高木健太郎君

高木健太郎君

決算委員

辞任

池田 常松
治君

高井 和伸君

決算委員

辞任

木庭健太郎君
木庭健太郎君

木庭健太郎君

決算委員

辞任

高井 和伸君
高井 和伸君

高井 和伸君

決算委員

辞任

栗森 栗森
栗森 栗森

栗森 栗森

栗森 栗森
栗森 栗森

同日議員から次の質問主意書が提出された。

防衛統合ディジタル通信網に関する質問主意書
(吉川春子君提出)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を土地問題等に関する特別委員会に付託した。

土地基本法案(第百四十四回国会閣法第六二二号)
国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百四十四回国会閣法第六二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大韓航空機行方不明事件についての真相究明に関する質問主意書(瀬谷英行君提出)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を土地問題等に関する特別委員会に付託した。

土地基本法案(第百四十四回国会閣法第六二二号)
国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百四十四回国会閣法第六二二号)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

谷本 魏君 山口 哲夫君

土地問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君 平野 清君

去る十一月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

内閣委員

高木 健太郎君 平野 清君

社会労働委員

後藤 正夫君 木暮 山人君

予算委員

後藤 正夫君 木暮 山人君

文教委員

後藤 正夫君 中川 嘉美君

農林水産委員

高木 健太郎君 中川 嘉美君

決算委員

栗森 喬君 高井 和伸君

高屋武眞榮君

下村 泰君 高井 和伸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

高井 和伸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

澤昭雄君の第百十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

(第百十四回国会開法第六五号)審査報告書

同日内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百六回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官事務代理 鈴木 良一君

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官事務代理鈴木良一君(同日議長承認)を第百六回国会政

府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十一月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

高木 健太郎君 中川 嘉美君

去る十一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

高木 健太郎君 中川 嘉美君

去る十一月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

高木 健太郎君 中川 嘉美君

去る十一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

高木 健太郎君 中川 嘉美君

臨時臓死及び臓器移植調査会設置法案(第百十
三回国会衆第八号)審査報告書

同日議長は、次の公聴会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

消費税法を廃止する法律案(参第一号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(参第二号)

税制再改革基本法案(参第四号)

法人税法等の一部を改正する法律案(参第六号)

通行税法案(参第七号)

物品税法案(参第八号)

入場税法案(参第九号)

地方税法の一部を改正する法律案(参第一〇号)

一、公聴会の問題

消費税法を廃止する法律案、消費譲与税法を廃止する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案、通行税法案、物品税法案、入場税法案及び地方税法の一部を改正する法律案、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案について

一、開会の日 平成元年十二月五日
右のとおり議決した。よって參議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成元年十一月二十八日
中村 太郎

税制問題等に関する特別委員長 中村 太郎
森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
税制問題等に関する特別委員長 中村 太郎

同日内閣総理大臣から次の報告書が提出された。
澤昭雄君の第百十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。
參議院議員林紀子君提出米陸軍秋月彈薬廠の幹部將校の家族住宅建設に関する質問に対する答弁書

去る十一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

高木 健太郎君 中川 嘉美君

道路交通法の一部を改正する法律案（第百十四回国会開法第七八号）	道路交通事故の年額等の特例に関する法律案（内閣八号）
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣八号）	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣八号）
地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣八号）	地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣八号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣八号）	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣八号）
法務委員会に付託	法務委員会に付託

貨物自動車運送事業法案（第百十四回国会開法第七五号）	貨物自動車運送事業法案（第百十四回国会開法第七五号）
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
官職名　氏名　官職名　年月日	官職名　氏名　官職名　年月日
警察庁長官　鈴木　良一　（解職）　平元　一・二・三	警察庁長官　鈴木　良一　（解職）　平元　一・二・三
官事務代理	官事務代理

内閣委員会に付託	内閣委員会に付託
地方行政委員会に付託	地方行政委員会に付託
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会開法第六七〇号）	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会開法第六七〇号）
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会開法第六七〇号）	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会開法第六七〇号）
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官金澤昭雄君（同日議長承認）を第百十六回国会政府委員に任命することを承認した。	同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官金澤昭雄君（同日議長承認）を第百十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

警視庁長官　金澤　昭雄君	米陸軍秋月弾薬廠の幹部将校の家族住宅建設に関する質問主意書
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官金澤昭雄君（同日議長承認）を第百十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
法務委員会に付託	法務委員会に付託
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会開法第六九号）	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会開法第六九号）
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。
参議院議長　土屋　義彦殿	参議院議長　土屋　義彦殿
林　紀子	林　紀子

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案（内閣委員長提出）（衆第六号）

日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書同日委員長から次の報告書が提出された。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名　氏名　異動後の官職名　年月日
警察庁長官　鈴木　良一　（解職）　平元　一・二・三

民は突如として米軍住宅が建設されることを知り、同計画に不安と危惧を抱いている。住民が再三にわたり説明会を開催を要求しているにもかかわらず、広島防衛施設局は、依然としてこれに応じようとはしていない。「米軍宿舎を考える会」（妹尾章子代表）も結成され、住民をはじめ、父母や教員の間で、建設反対の運動が広がっている。

在日米陸軍は、広島県においては一九八一年から貯蔵能力五六万トンの川上弾薬庫の施設を増強している。これと前後して日本政府は「思いやり」予算によつて七九年度から秋月、広川上弾薬庫等の施設及びその関連施設の強化を図つている。防衛施設局が建設しようとしている米軍住宅は、その整備の一環をなすものである。

米側に提供されるこれらの住宅、土地などの「施設・区域」は、米軍が管理する飛行場、射撃場、演習場、弾薬庫等の軍事施設と法的には全く同じであり、この米軍の住宅施設区域で米軍人にかかる事件、事故が発生した場合の日本の捜査権、刑事裁判権の行使の制約、消防法等日本の国内法の適用如何などに関する重大な問題をはらむことになる。

この米軍住宅の建設は、神奈川県逗子市の池子米軍住宅建設計画をはじめ、今日、全国的に進められている米軍基地強化と不可分のものであり、断じて容認できない。

よつて、以下の点について質問する。

一、米軍の住宅建設は、町の振興開発、都市計画、行政法はもとより、住民の生活、住環境などに大きな影響を与えるものである。従つて、防衛施設局は、住民に対して同計画について十分な説明をすべきであり、そのため説明会を早急に開くべきではないか。

二、広島防衛施設局は、米軍の住宅建設について、林音戸町町長並びに町当局に、いつ、いかなる内容の説明を行つたのか。この際、これまでの町当局に対する説明、折衝等についての経緯をすべて明らかにされたい。

三、広島防衛施設局は、米側から住宅建設の要請があったと説明しているが、米側のどういう機関からいついかなる内容の要請があつたのか、具体的に答えられたい。

四、米軍住宅については、四世帯、平屋建てで一戸の面積が約二百坪と言われているが、規模、世帯数、一戸当たりの面積を明らかにされたい。

五、防衛施設局は、米軍の住宅建設については提供費、供施設整備費、いわゆる「思いやり」予算で行うとして、平成元年度予算で住宅建設のための調査設計費を計上、平成二年度予算の概算要求では工事費を要求している。その調査設計費、工事費はいくらか。また、住宅建設にかかる総工費並びに住宅一戸当たりの建設費を明らかにされたい。

六 米軍住宅は在日米陸軍秋月弾薬廠の幹部将校用のものとされている。秋月弾薬廠に配備されている部隊の名称・兵員数・上級指揮部隊・機関名及び同部隊の任務と役割を明らかにされた。また、入居予定の幹部将校の階級は何か。

七 そもそも、建設予定地（面積・約二千八百平方メートル、地目・山林）は、第二請石園地の造成を行った長門觀光開発株式会社（吳市西中央二丁目五番地）の所有である。

長門觀光開発株式会社は、同土地を一九八九年三月三十日に総理府に売却している。売買価格は約一億円と報じられているが、売買の価格及び経緯について明らかにされたい。

八 一九八九年六月一日、政府は建設予定地を日米地位協定第二条第一項Aに基づき米側に対し新規に提供している。提供について、いつの合同委員会でどういう合意が日米間で行われたのか。その経緯、内容及び「個々の施設及び区域に関する協定」の内容を明らかにされたい。また、当該建設予定地の管理権は米軍当局に移つたと思うがどうか。もし、まだだとするなら、いつの時点で移るのか。

九 建設を予定している住宅施設は、仮に米側に提供されたとする、米軍が管理する飛行場、射撃場、演習場、弾薬庫、軍港等の軍事施設と同じよう日に米地位協定に規定されている「施設及び区域」に含まれると思うがどうか。また、その住宅施設は、規制区域の対象として防護権を設置することになると言われているがその通りか。

十 米軍人による交通事故、犯罪等に対する捜査権、刑事裁判権は、日米地位協定第十七条、十

八条並びに関連取り決めに基づいて処理されることになるのか。

十一 例えば、住宅施設への無断立ち入り等は米軍刑事特別法の対象になるのか。

十二 米軍に提供された場合の住宅施設内において、日本の消防署は消防法に規定されている権限に基づいて立ち入り調査、査察、独自の判断による消防活動ができるのか。それとも、吳市あるいは音戸町と米軍当局が「消防協定」を締結し、米軍当局の要請と同意、指揮のもとに消防活動を行うということになるのか。

十三 米軍住宅の建設に伴う道路、上下水道、ごみ処理施設についての便宜の形態はどうなるのか。また、これらの施設建設費用及び使用料は、どこが負担するのか。また、これらについて音戸町当局とどういう協議をしているのか。

参議院議員林紀子君提出米陸軍秋月弾薬廠の幹部将校の家族住宅建設に関する質問に対する答弁書

参議院議員林紀子君提出米陸軍秋月弾薬廠の幹部将校の家族住宅建設に関する質問に対する答弁書

に、建設計画を白紙撤回すべきであると考えるがどうか。
右質問する。

平成元年十一月二十八日

内閣総理大臣 海部 桂樹

参議院議長 土屋 義彦殿

大

六について

御質問の秋月弾薬廠とは、秋月弾薬庫、川上弾薬庫、広弾薬庫、呉第六突堤、灰ヶ峰通信施設の五つの米軍施設・区域を指すものと考えられるが、これら米軍施設・区域は米陸軍（第八十三兵器大隊）が管理し、主として彈薬の貯蔵・検査を行っているものと承知している。一方、これら施設・区域における将校数及び入居予定者等の詳細については承知していない。

七について

広島防衛施設局長は、平成元年三月、長門觀光開発株式会社と御質問の土地についての売買契約を締結した。

なお、売買の価格については、答弁することを差し控えたい。

八について

昭和六十三年十二月十五日の日米合同委員会において、広島防衛施設局と音戸町の土地約二千八百平方メートルを米軍家族住宅建設用地として呉第六突堤に追加提供する旨の合意がなされた。また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び調整交付金の対象にはならないと考えるがどうか。自治省所管の「基地交付金」は対象になると思うがどうか、また、その場合の算定方法はどうか。

三について

昭和六十三年四月、在日米軍司令部から防衛施設庁に對し米軍家族住宅建設についての要望があつた。

四及び五について

御質問の米軍家族住宅の規模、工事費等については、現在、検討中であり、答弁できる段階にない。

また、調査設計費については、契約未了の部分があり、契約業務の適正化という観点から答弁することは差し控えたい。

また、右住宅建設用地の管理権は、米側が有するのである。測量工事を即時中止するととも

六について

御質問の秋月弾薬廠とは、秋月弾薬庫、川上弾薬庫、広弾薬庫、呉第六突堤、灰ヶ峰通信施設の五つの米軍施設・区域を指すものと考えられるが、これら米軍施設・区域は米陸軍（第八十三兵器大隊）が管理し、主として彈薬の貯蔵・検査を行っているものと承知している。一方、これら施設・区域における将校数及び入居予定者等の詳細については承知していない。

七について

広島防衛施設局長は、平成元年三月、長門觀光開発株式会社と御質問の土地についての売買契約を締結した。

なお、売買の価格については、答弁することを差し控えたい。

八について

昭和六十三年十二月十五日の日米合同委員会において、広島防衛施設局と音戸町の土地約二千八百平方メートルを米軍家族住宅建設用地として呉第六突堤に追加提供する旨の合意がなされた。また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び調整交付金の対象にはならないと考えるがどうか。自治省所管の「基地交付金」は対象になると思うがどうか、また、その場合の算定方法はどうか。

三について

昭和六十三年四月、在日米軍司令部から防衛施設庁に對し米軍家族住宅建設についての要望があつた。

四及び五について

御質問の米軍家族住宅の規模、工事費等については、現在、検討中であり、答弁できる段階にない。

また、調査設計費については、契約未了の部分があり、契約業務の適正化という観点から答弁することは差し控えたい。

また、右住宅建設用地の管理権は、米側が有するのである。測量工事を即時中止するととも

九について

御質問の住宅施設は、米軍に提供された場合には、日米地位協定に「施設及び区域」に含まれることとなる。

また、右住宅施設の詳細については、今後、米側と調整することとしている。

十について

日米地位協定上、米軍人による犯罪に対する捜査の権限及び刑事裁判権は、第十七条及び閏連取極に従って行使されることとなる。

十一について

御質問の住宅施設が日米地位協定第二条第一項にいう施設又は区域であつて入ることを禁じた場所に該当すれば、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第二百三十八号)第二条の適用があり得る。

十二について

日米地位協定第三条第一項により、米側は、その施設・区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができることとされていることから、米側がその使用を許された施設・区域内においては、消防機関は、米側のかかる管理権を侵害するかたちで、消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)に基づく活動を行うことはできない。

なお、消防機関と米軍との間で、相互の出動要請方法、立入調査等に関する取決めが締結されている場合には、その取決めに基づき、所要

の消防活動が行われることとなる。

十三について

米軍家族住宅建設後の道路、上下水道、ごみ処理施設に係る便宜供与及び使用料については、今後、音戸町と米軍との間の協議により定められるものと考える。

また、これらの便宜供与に伴う施設の整備については、今後、国と音戸町との協議によることとなる。

十四について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第二百一号)の適用については、今後、音戸町と協議してまいりたい。

なお、本件家族住宅の整備提供を理由として、音戸町を特定防衛施設関連市町村として指定することは困難である。

また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)に基づき米軍に使用させている固定資産については、国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付の対象となる。

算定方法は、予算総額の百分の七十五に相当する額を対象資産の価格にあん分し、百分の二十五に相当する額を飛行場、演習場等の対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して基地所在市町村に配分するものである。

十五について

御質問の米軍家族住宅の建設は、日米安保体制の円滑な運用のため必要な施策であり、中止・撤回の考えはない。

第六号中正誤	
ペシ	段行誤
空	一二三法案
二四	三三徵提
捕	四法案
	正